

令和4年度第1回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：令和4年4月21日（木）午前10時～午前11時15分

場 所：生駒市役所 4階 401会議室

出席者：【委員】 九鬼委員長、八木委員、渡邊委員

【事務局】 杉浦総務部長、飯島総務課長、酒見総務課課長補佐、
大石総務課法制係長、大坪総務課係員、葛葉総務課係員

会議内容：

1 委員長等の選任

委員の互選により、九鬼委員が委員長に選任された。また、八木委員が職務代理者に選任された。

2 法令遵守推進制度の運用状況（令和3年10月～12月分）について

（事務局） 資料1～3で説明。今回は令和3年10月から令和3年12月までの3か月分で、個人から3件、公職者から28件、団体・法人から3件の計34件の要望等記録があり、不当要求行為が疑われるという報告はなかった。

（委員） No.29について、開発に伴い整備される公園内に植樹できないかという要望であるが、この公園がどれぐらいの広さなのか、遊具との距離はどれぐらい離すべきものなのか全くわからないが、どれぐらいなのか。

（事務局） 公園の広さは800㎡の街区公園である。植樹をする場合は、各遊具との距離を一定保つ必要があるが、今回の場合は、基準的に難しいのではないかという対応である。

（委員） No.30について、スポーツ施設の合併浄化槽から悪臭が出ているということであるが、このスポーツ施設は下水道が整備されていないところにある施設なのか。

（事務局） このスポーツ施設は、下水道が整備されていないところで、施設単独の合併浄化槽が設置されている。

（委員） 記録票を見る限りでは、これがどこのスポーツ施設であるのかがわからないため、どこの施設のことなのかわかるように記録してほしい。

（委員） No.51について、記録内容が抽象的すぎてどういう要望であるのかわからない。要求の中身がわからなければ不当要求かどうかの判断はつかない。この要望を不当要求の可能性なしと判断された根拠がわかれば教えてほしい。

（事務局） この電話を受けているのが秘書課であり、この課には市長や副市長への取次ぎを依頼する要望は日常的にあるもので、またこの要望者からの引き続きの要望はなかったことから不当要求行為の可能性はなしと判断したようである。

（委員） この要望は法人からの要望であるが、電話をしてきている要望者がどの役職の立場にいる人かわからないため、どういう圧力をかけようとしているのかわからない。

（委員長） 詳しい内容はわからないし、これ以降引き続き要望はなく、不当要求行為の可能性なしということであるが、気になる案件ではあったように思う。

- (委員長) No. 31 について、1 時間ほど電話でやりとりしているようであるが、その後の経緯はわかるか。
- (事務局) この要望以降、要望者からの連絡はないようである。
- (委員長) No. 52 について、最終的に要望に対しては担当課に伝えておくという対応をしているが、担当課での対応はどう対応したのか。
- (事務局) 確認しておく。
- (委員長) No. 47 について、事業の実施要綱の要件を変更してほしいと言ってきているようだが、不当要求行為の可能性を考える上では気になる案件である。
- (委員) この件について、要望の中の「里山づくり助成制度」とはどういったもので、それが適用されるとどういった効果が得られるのか。
- (事務局) 「里山づくり助成制度」は、補助金の交付による支援制度であり、適用を受けられると補助金の交付を受けられるということになる。
- (委員長) この要望を受けて検討するというようなこともなく、不当要求行為の可能性ありとは考えなかったのであろう。
- (委員) No. 38 について、生駒市では空き家等の適正管理に関する条例があったと思うが、この条例に基づく手続が取られているのか。
- (事務局) この要望については、空き家の建物についてではなく、草木に関することであったため、まちをきれいにする条例に基づく手続が取られたようだ。
- (委員) コミュニティバスに関する要望については、どれぐらいのインターバルでどういった方法で集約するのか。
- (事務局) コミュニティバスの運行については、生駒市地域公共交通計画の中で優先度を定めて進めている。要望については、年複数回開かれている生駒市地域公共交通活性化協議会に集約される。

[配布資料]

[資料 1] 法令遵守推進制度の運用状況表

[資料 2] 要望等記録一覧表 (令和 3 年 1 0 月～1 2 月分)

[資料 3] 要望等記録票兼報告書 (令和 3 年 1 0 月～1 2 月分)